

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年9月8日掲載)

No.75	障害児・者施策に係る実施主体と自治体の事務の流れについて述べよ。		
解答		障害児・者	障害児
	サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> ■障害福祉サービス ■障害児在宅サービス (居宅介護・児童デイサービス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■通所障害児サービス (知的障害児通園施設・肢体不自由児施設等) ■障害児入所サービス (重症心身障害児施設・知的障害児施設等)
	根拠法	■障害者自立支援法	■児童福祉法
	実施主体	■支給決定は市町村が行う。	■支給決定(措置)は都道府県, 指定都市または児童相談所設置市が行う。
	自治体の事務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者(市町村に申請) ② 市町村(市町村審査会において障害程度区分に関する審査等を行う) ③ 市町村(利用者に支給決定を行う) ④ 利用者(利用するサービスの契約を結ぶ) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者(都道府県に申請) ② 都道府県(市町村審査会において障害程度区分に関する審査等を行い, 障害の程度や介護者の状況や児童相談所の意見聴取を行う) ③ 市町村(利用者に支給決定を行う) ④ 利用者(利用する施設と契約を結ぶ) <p>■児童が満18歳に達した場合でも障害の程度が重度である場合には延長利用が可能となるケースもある。</p>
	措置	—	<ul style="list-style-type: none"> ① 通告(通告者が都道府県, 指定都市, 児童相談所設置市, <市町村の場合もある>に通告を行う) ② 都道府県(児童相談所に送致する)

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

				<p>③ 児童相談所(都道府県に報告する)</p> <p>④ 都道府県(利用者に対して措置を行う)</p> <p>■「障害児施設給付費等の支給決定について(2007年障発0322005号)」</p> <p>原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談が以下の事由のいずれかに合致すると判断した場合については、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行う。</p> <p>①保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合</p> <p>②保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合</p> <p>③保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合</p> <p>■「措置」か「契約」の適用については、個別の事例を十分に勘案し、子どもの最善の利益を考慮し、各児童相談所が総合的に判断し、実施されているが、判断について、各自治体により差が生じているという指摘があり、課題となっている。</p>
--	--	--	--	---